

【改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開について】

許可・届出番号：派 27-303696
大阪府中央区本町橋 2-23 第七松屋ビル 2F
川口建築設計株式会社

労働者派遣法の改正に伴い、マージン率の公開が義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)
令和 6 年 6 月 1 日現在の労働者派遣及びマージン率等は、下表に示す通りです。

令和 6 年 6 月 1 日現在	
派遣労働者数	13 人
派遣先数	3 社 (6 事業所)
マージン率	32% ※小数点第 2 位以下を四捨五入
派遣料金の一人あたりの平均額	30,500 円 (1 日 8 時間あたりの平均)
派遣社員の平均賃金	20,740 円 (1 日 8 時間あたりの平均)
教育訓練に関する事項	マナー講習
	OA 機器操作演習 (基礎編・応用編)
	管理は講習

マージン率には下記事項が含まれます。

- ・事業主として負担すべき健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料
- ・派遣労働者が取得する有給休暇、特別休暇に充当した費用
- ・福利厚生費 (研修費用、慶弔見舞金等)
- ・営業、労務管理、採用活動費、事業運営にあたる労働者の人件費

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項について

- ・労使協定を締結しているか否か：締結済
- ・労使協定対象労働者の範囲：すべての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期：令和 8 年 3 月 31 日

以上